平成 24 年 12 月 7 日
生涯スポーツ課長決済

葛飾区総合スポーツセンター弓道場運営要領

本要領は、葛飾区総合スポーツセンター弓道場の利用にあたり、事故防止の観点から以下のとおり、利用上の要件を定めるものである。

１　認定制度

以下のいずれかを満たした者に「葛飾区総合スポーツセンター弓道場の利用に関する認定証」（以下、「認定証」という。）を交付する。なお、認定は近的のみとする。

（１） 葛飾区または葛飾区体育施設指定管理者が実施する弓道に関する講習会、教室等を修了し、個人利用において安全に十分配慮できる者。

（２） 葛飾区弓道連盟（以下、「弓道連盟」という。）の認定講習を修了した者。
（認定講習は水曜日　18 時 30 分より開催する。）

（３） 他の区市町村において同様の認定を受けている者で、弓道連盟が技術・礼儀を認めた者。

（４） その他競技経験、競技実績、過去の段位認定を有する者については、弓道連盟の意見を聞き、認定証の交付を行う。

２　貸切利用

総合スポーツセンター体育館受付で、次の要件を満たしていることの確認を受けることとする。

（１） 監督、コーチ、指導者等団体の責任者が帯同すること。

（２） 責任者の帯同がない場合には、参加者の２分の１以上が、認定証を所持していること。

３　個人利用

（１） 弓道場を個人利用できる者は、中学生以上で認定証の交付を受けている者とする。なお､利用に際しては､総合スポーツセンター体育館受付で認定証を提示すること。

（２） 認定を受けていない者は、個人利用日で葛飾区体育施設指定管理者が指導員をする時間帯において、当該指導員の指導の下で利用することができる。

４　その他

認定を受けた者であっても、危険な行為や他の利用者の迷惑となる行為があった場合に

は、認定を取り消すことがある。

５　認定証の様式

認　定　証

葛飾区総合スポーツセンター体育館
弓道場

認定日:　　／　　／

氏名:

葛飾区教育委員会
葛飾区弓道連盟
葛飾区体育施設指定管理者

写真貼付
25×30mm

認定番号　第　　－　　－　　号

住所

氏名

備考　　*本証は弓道場利用に際しては必ず事前に提示しなければならない。
*本証は他人に貸与してはならない。
*利用に際し、特に安全に注意してください。